

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 24 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720282

研究課題名（和文） 20 世紀初頭のイギリスにおけるチャリティ活動の実態的・言説的把握

研究課題名（英文） The realities and discourses of British charitable activities in the early 20<sup>th</sup> century

研究代表者

金澤 周作 (KANAZAWA SHUSAKU)

京都大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：70337757

研究成果の概要（和文）：18 世紀、19 世紀のイギリスで隆盛を極めたチャリティ活動は、20 世紀初頭の「国家福祉」萌芽期においてもなお、困窮者救済に根本的な重要性を持ち続けた。本研究では、第一次世界大戦期に行われた「戦争チャリティ」の実態を実態的かつ言説的に分析することで、国家の積極的介入がこれまでになく強く求められていた戦時下にあつてさえ、チャリティの伝統が強固に力を発揮し続けていたさまを明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：Charities and philanthropies, which had flourished in 18<sup>th</sup> to 19<sup>th</sup> century Britain, continued to be fundamentally important for relieving the distressed men and women in the time of the nascent formation of “state welfare” in the early 20<sup>th</sup> century. By analyzing what is called “War Charities” during the World War I quantitatively and qualitatively, this study shows the resilience of the tradition of charity even amid the unprecedented demand for state intervention.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西欧近現代史

### 1. 研究開始当初の背景

(1) これまで 10 年以上にわたり、18、19 世紀のイギリスにおけるチャリティ活動の実態について、内外の先行研究を網羅的に消化し、いくつかの実証研究の柱を立ててそれらを遂行することによって、できうる限り包括的な歴史像を描こうとしてきた。その結果、

一般に福祉国家史や社会事業史の文脈では前福祉国家段階の時代、あるいは社会経済史の文脈では救貧法の時代（無慈悲な自由主義の時代）とされる当該時期が、むしろ、未曾有のスケールでチャリティの開花した時代と言えることが明らかになった。さまざまな主体が、大きく分類して 5 つの形態のチャリ

ティを、イギリス全土でモザイク状に敷き詰めて実践していたこと、それを受け手側は積極的に受給していたこと、救貧法行政さえもが、チャリティを前提として制度設計していたこと、チャリティの存在意義を全否定する思想や議論がほとんど存在し得なかったこと、チャリティの倫理は驚くべき長命を保ったことなど、具体的な諸側面にも光をあてることができた。このように、近代イギリスの特質としてチャリティを見出したのである。

(2) ところで、現在のイギリスは、依然としてチャリティ大国と呼びうる。20世紀半ば以降に建設された福祉国家の中で、なぜチャリティの居場所が確保されているのか。国家福祉とチャリティはどのような関係を取り結んできて今に至るのか。こうした問いを長らく抱いてきたのだが、20世紀を対象にしたチャリティ研究は、ごく最近に至るまで非常にわずかしがなく、明らかに主眼は(本来的に価値が肯定される)国家福祉の消長の説明の方にあつたといつて過言ではない。こうして、自身の研究歴の内在的展開の帰結として、また、研究の相対的不足という外在的要因にも促されて、本研究では20世紀初頭のチャリティを対象とすることにした。

## 2. 研究の目的

(1) 20世紀初頭は、イギリス国家福祉の萌芽期として重要視されてきた。1908年に成立した老齢年金法によって、救貧行政の範疇に入らない程度の低所得の70歳以上の老人に、無拠出で少額ながら年金が給付されることになり、1911年の国民保険法によって、保険料を納めた労働者に対して疾病や失業の救済が行われるようになった。そして、こうした新たな歳出を可能とするために1910年に提起された人民予算が翌年成立したことによって、累進課税が導入され、国家の財政

規模は格段に大きくなった。この傾向は1914年に勃発した第一次世界大戦への参戦によって拍車がかかり、総動員に対する見返りとして、国家による諸施策も次第に拡充されていった。

(2) 本研究では、まさにこの国家福祉の初期的な拡大期に、伝統的なチャリティが上記のような新しい動向とどのように交渉したり軋轢を経験したりしたのかを、具体的な素材の検討によって究明することを目的とした。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の焦点は次項で説明するとおり第一次世界大戦期にあるが、そのコンテキストを明確化するための準備作業として、1909年に提出された「救貧法に関する王立委員会」報告という史上に名高い大部なテキストから、20世紀初頭の弱者救済の複合体の中におけるチャリティの位置を測定することにした。

(2) 上記の前提に拠って立ち、本研究では第一次世界大戦期に叢生した「戦争チャリティ war charities」の実態と意味を究明することを主目的とした。とりわけ、総動員体制下のイギリスで、国家の意向とどのように関連していたのか、伝統的な社会のボランティアズムは変容を余儀なくされたのか否か、という問題を中心に据え、ある程度の客観的史実(統計的な情報、関連法律とその効果)とともに、虚実入り混じる言説の分析を行うことにした。

## 4. 研究成果

(1) 1909年の「救貧法に関する王立委員会」は、救貧法を改良し既存のチャリティなどのボランティアズムと協働していくことを提案した多数派報告と、救貧法を解体し、行

政によってボランティア部門もからめとって一元的に救貧を行うことを提案した少数派報告を生みだした。従来の研究では、ヴィクトリア時代の救貧の発想を継承した多数派報告と、のちの国家福祉を予示したフェビアン主義の少数派報告という具合に対立軸が設定され、焦点は古い救貧法行政と新しい国家福祉の相克にあると目された。しかし、同報告の第7部は「チャリティと困窮救済」と題されており、そこではチャリティの現状と問題点が精査されている。この箇所に注目した研究はほとんどないと思われる。同部の冒頭では「この国の基金立、募金立のチャリティは非常に巨大な勢力と膨大な資金力を誇っており、それらは困窮救済のためにコミュニティに供されている」との認識が示されており、本論部分では、全国のチャリティによる救済の事例が引用されたり、救貧法との関連が論じられたり、ロンドンにおける公的救貧とチャリティの年間支出金額の比較がなされたりして（前者が£479万、後者が宗教系チャリティ£238万を除いて£767万）、最終的に救貧法改革のための提言がなされる。当時の委員にとって、救貧法行政とその問題、あるいは来たるべき国家主導の弱者救済のシステムを考えるとすなわち、チャリティの過去と現在と未来を考えることでもあったのである。

(2) 1909年の報告書でなされた提言は、結局、短期的には救貧のシステムに変化をもたらさなかった。それゆえ1914年の大戦勃発時の福祉の複合体は1909年の王立委員会の委員たちの認識していたものと同じと言ってよい。つまり、現行の公的救貧の問題は深刻に受け止められていたし、老齢年金や国民保険のような、公的救貧より上に張られた新しいセーフティネットは着実に機能し根を張りつつあったが、チャリティの活力は衰

えずに持続している——これが1914年段階の福祉の複合体であった。

(3) 大戦が始まると、チャリティは積極的に反応した。大戦の社会史に関する先行研究でも、ベルギー人避難民への救済、戦争被災地への支援、戦争捕虜や前線兵士への物資援助、出征兵士家族や戦没者遺族への救済といったエピソードはふんだんに紹介されてきた。赤十字の活動もある程度明らかにされてきた。しかし、戦争チャリティの全体像を明らかにする研究は、ごく最近まで皆無であった。その状況を打破したのがピーター・グラントの論文「無限の犠牲」（2008年）であった。彼の推計によれば、1914年から18年までに、チャリティは1億から1億5千万ポンドにのぼる貢献をした。従来のチャリティが変わらず活動を続け、戦時期にあつて増税とインフレの中にあつたイギリスを思えば、この額は驚くべきものと言わざるを得ない。しかし、なぜこのような活況を呈したのか、そして活動の範囲や種類の全体がいかなるものであったのかについて、グラントも他の研究者も明らかにしてはいない。

(4) そこで本研究は、2つの側面から戦争チャリティの全貌に迫ることにした。一つは質的アプローチである。すなわち、戦争チャリティ全体をまきこんだ詐欺問題を切り口にして、当時のイギリスにとってのチャリティのありかたを検討した。1915年4月頃からメディアでは人々の善意や愛国心につけこむチャリティ詐欺を報じるようになる。すぐに、警察も内偵を進めるようになった。翌16年の4月には内務大臣の命により「戦争関連のチャリティ基金の管理と監視を達成する方策の検討」を目的とした「戦争チャリティ委員会」が発足し、対策を講じた。こうした諸主体が一致して懸念していたのは、一部の詐欺犯の悪行というより、そうした詐欺の

横行をもたらす戦争チャリティの「無秩序な」増殖状況と、「多くの無駄と重複」であった。そこで「戦争チャリティ委員会」の提言に基づいて起草され、議会を通過した戦争チャリティ法は、1853年から常設機関として存在していたチャリティ委員会に、原則としてすべての戦争チャリティを登録するよう規定した。国是としてチャリティを基本的に放任してきたイギリスにおいては画期的な措置であった。ここから読み取れる興味深い事実は、国家がボランティアを促進してチャリティに戦争協力をさせようとしたのではなく、ボランティアの行き過ぎを規制するために（やむなく）立法措置をとったということである。それほど、チャリティの伝統が持つ力は、萌芽的国家福祉や戦争の到来によって中断されることのない、統治しがたいエネルギーだったのである。なお、詳しくは下記の業績、雑誌論文③を参照のこと。

(5) 他方、量的アプローチとしては、上記の戦争チャリティ法（1916年）によって、全国登録簿が編纂されることになったが、本研究ではそのうちの1919年3月に整理されたものを史料とし、すべてのデータをエクセルに入力して、終戦前後の実態を把握することを試みた。用いた史料はイングランドとウェールズのみを対象としており、スコットランドの状況を知ることはできないが、ブリティン島の主要地域のあらゆる州のチャリティへの関わりが一望できる。11329件の戦争チャリティが登録されているが、その内訳は、イギリス軍兵士への諸々の救済が半数近くを占めている。それより小さな割合で、同じ側に立って戦う国々の困窮を救うことを目的にしたものや、イギリス国内の民間人の困窮（戦争に起因するもの）などが続いている。また、地理的な分布をみると、たとえばウェールズの諸州は人口に比し非常に多くの戦

争チャリティを運営していることが分かってきた。このような成果はこれまで知られなかったものである。詳しくは、1914年度に刊行予定の論文集の一章として公表する予定である。

(6) 本研究では以上のような成果を挙げることができたが、第一次世界大戦期のチャリティについて、なおも検討すべき課題はある。開戦後、イギリスには帝国各地から「義援金」が届けられた。その意味は何だったのであるか。また、終戦後、戦争チャリティは「動員解除」される。このとき、赤十字などの一部の巨大組織は、「動員解除」によって資金が散逸することを回避するため、巧妙に政治的に立ち回った。国家とチャリティの相克を示す興味深い事例である。最後に、戦争チャリティはその副産物として、いわゆる「国際人道支援」の流れを生み出したのではないかという観測がある。赤十字などとの差異も視野に収めながら考えるべきテーマである。こうした論点を今後の課題としていきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 金澤周作「チャリティはイギリス近代の個性か?——『チャリティとイギリス近代』評から考える」『西洋史論叢』32巻、2010年、11—19頁、査読無。
- ② 金澤周作「イギリス——「フィランソロピーの帝国」の歴史」『大原社会問題研究所雑誌』626号、2010年、11—19頁、査読無。
- ③ 金澤周作「第一次世界大戦期のイギリスにおける「戦争チャリティ」——詐欺問題から見る銃後の協力——」『歴史学研究』887号、2011年12月、10—22頁、査読無。

〔学会発表〕(計2件)

- ① 金澤周作、Charity and Poor Law: A comparison between Britain and Japan, The Fourth Korean-Japanese Forum for British History, 2010年11月14日、熊本大学。
- ② 金澤周作、チャリティ・キリスト教・人道支援、「価値」研究会、2011年11月20日、東京大学東洋文化研究所。

〔図書〕（計1件）

岡村東洋光・高田実・金澤周作編『英国福祉ボランティアの起源——資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房、2012年、235頁。

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

金澤 周作 (KANAZAWA SHUSAKU)

研究者番号：70337757

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：